志摩市空き家除却（解体） 補助金交付までの流れ

※補助金を受ける場合には、全て事前に申請が必要です。

令和8年度

事前申込書の提出

① 志摩市木造住宅空き家除却（解体）補助金事前申込書を提出

事前申し込み後、市職員による現地調査を行います。
事前申込書提出後、結果の報告まで2～3週間程度です。

↓

② 市職員による現地調査を実施

↓ 市から通知

外観より調査を行いますので、立ち合いは不要です。

③ 現地調査結果の報告

（市役所から直接連絡あり。）

↓

現地調査の結果、耐震性が無い場合については④へ
耐震性有と判断された場合については、耐震診断を受診いただき評点0.7未満と判定された場合のみ④へ

除却（解体）工事

④ 木造住宅耐震補強等事業費交付申請書を提出

先着順ですので、募集件数を超える場合は補助金を受けられない場合があります。

↓

⑤ 内容審査後、交付決定通知書の送付

↓ 市から通知

⑥ 解体工事の契約・着工

■補助金の額に変更が生じる場合は、計画変更承認申請等が必要となりますので、事前にご相談ください。ただし、増額の場合、予算の都合により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

↓

⑦ 工事完了・支払終了後、完了実績報告書の提出（1月末日まで）

↓ 申請者が提出

■空き家除却後ただちに「家屋滅失届」を税務課（44-0211）へ提出することが別途必要です。

⑧ 内容審査後、交付確定通知書の送付

↓ 市から通知

⑨ 補助金支払請求書の提出

↓ 申請者が提出

※補助金は、解体費用の3分の2と40万円を比較して、いずれか少ない額

⑩ 補助金の振込